

## 厚生労働省より 家賃を払うことが難しい人や住むところがない人へ

新型コロナウイルスの影響で家賃を払うことが難しかったり、住むところになくなってしまった人もいます。

そんな時は「住居確保給付金」と「一時生活支援事業」が役に立つかもしれません。

### 1、「住居確保給付金」

これは休業などで収入が減って、住むところなくなるかもしれない人への支援です。

原則3か月、最大9か月、家賃と同じくらいのお金を自治体から家主さんにあげます。

申請ができる人：仕事をやめた、または仕事がなくなってから2年以内。さらに休業などで収入が減って住むところなくなるかもしれない人

### 2、「一時生活支援事業」

これは家がない人やネットカフェに泊まり続けていて、安定して住むところがない人に

緊急的に原則3か月間、泊まる場所や着るものと食事をあげます。

さらに、その後の生活に向けて、仕事を探すサポートもします。

対象になる人：家がなく生活が苦しい人。収入などが基準より低い人。

質問のある人は近くにある自立相談支援機関 相談窓口へ連絡してください。

※通訳が必要な人は、気軽に当センターまで連絡してください。